

別紙 1

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施要領

1. 趣旨

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（別紙2）に基づき、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、本学における各競争的研究費制度で雇用される若手研究者について、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を、プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下、「自発的な研究活動等」という。）に充当することを可能とする実施方法等を本要領で定める。

2. 本要領の適用開始日

令和2年10月9日から本要領の適用を開始する。

3. 対象とする競争的研究費制度

各競争的研究費制度とするが、詳細については各競争的研究費制度の公募要領等において、雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施が明記されているかを確認すること。

4. 対象者

本実施要領の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- （1）40歳未満の者（ただし、競争的研究費制度の各制度の特性に応じ、40歳以上も対象となる場合があるので、各競争的研究費の公募要領等に記載されている対象者を確認すること）
- （2）研究活動を行うことを職務に含む者

5. 実施条件

原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- （1）プロジェクトで雇用されている、対象者に記載されている条件の研究者（以下、「若手研究者」という。）が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- （2）本学における当該プロジェクトの研究代表者等（研究分担者として当該プロジェクトを受け入れている場合も含む。以下、「研究代表者等」という。）が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、若手研究者が所属する部局の長が認めること
- （3）研究代表者等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、若手研究者が所属する部局の長が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限

とする)

(4)若手研究者が自発的な研究活動等の実施に必要な経費(当該若手研究者の人件費を除く)は、雇用されているプロジェクト以外の経費を充てるものとする。

6. 従事できる業務内容

上記の5.実施条件の全ての条件を満たした上で従事する自発的な研究活動等とするものとする。なお、申請が必要な従事できる自発的な研究活動等については、若手研究者が自ら獲得した研究費における研究活動に限定するものとする。

7. 若手研究者の募集

研究代表者等の部局は、当該プロジェクトの実施のために若手研究者を募集する際に自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示すものとする。

8. 申請方法等

本実施要領に基づく自発的な研究活動等の申請方法等については、以下のとおりとする。

(1) 申請方法

研究代表者等は、若手研究者より自発的な研究活動等を行いたい旨の申告があった場合は、「当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であること」及び「当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であること」を確認し、若手研究者が所属する部局に別添の「自発的な研究活動等承認申請書」を提出するものとする。

(2) 所属部局における承認

若手研究者が所属する部局は、研究代表者等から「自発的な研究活動等承認申請書」の提出があった場合、上記の実施条件に記載されている(1)(2)及び(3)の括弧書きに記載されている「当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする」に該当することを確認し、研究代表者等に当該申請の結果を通知するものとする。

なお、部局において、研究代表者等に通知する当該申請結果を他の方法で代用することも可能とするものとする。

9. 活動報告

若手研究者は、自発的な研究活動等における活動期間中の毎年度終了時、及び活動期間終了時に、研究代表者等に活動内容等の報告をする。

研究代表者等は、若手研究者から上記の活動内容等の報告があった場合、別添の「自発的な研究活動等活動報告書」を若手研究者が所属する部局に提出する。

なお、若手研究者の自発的な研究活動等が他の研究費を獲得して行った活動となる場合は、当該制度の実績報告等をもって本報告の活動内容・成果に代えられるものとし、当該制度の実績報告

等の提出期限までに報告することとする。

10．活動の支援、承認取消

研究代表者等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が上記の実施条件に違反していることが確認された場合には、若手研究者が所属する部局は、研究代表者等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。